

外国人観光客等に対する自転車ルール・マナー啓発
コンテンツ作成及び広告配信に係るプロポーザル募集要項

● 応募書類の提出期限

令和7年3月10日(月)午後5時まで

※ 応募書類は郵送又は持参すること。

● 問合せ先及び応募書類提出先

京都市建設局自転車政策推進室 安全利用担当(田端、小山)

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電 話: 075-222-3565

E-mail: jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp

1 業務の概要

(1) 業務内容

外国人観光客等に対する自転車ルール・マナー啓発コンテンツ作成及び広告配信業務

※別添1「仕様書」参照

(2) 契約期間

契約の日の翌日から令和7年3月31日まで

(3) 予定上限価格

1,000千円

2 応募資格

本要項に定める参加申込書を提出した日(以下「申込日」という。)において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ(3)に該当する者。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者(以下「競争入札参加有資格者」という。)にあっては、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(2) 競争入札参加有資格者以外の者にあっては、次のア～オに掲げる資格を有し、かつ自己を証明する書類を提出する者

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。

ウ 次に掲げるものを滞納していないこと。

(ア)所得税又は法人税

(イ)消費税

(ウ)本市の市民税及び固定資産税

(エ)本市の水道料金及び下水道料金

エ 法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。

オ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(3) 過去5年以内の、国又は地方自治体が発注した観光客等に対する啓発に関する業務実績があること。

3 受託候補者選定スケジュール(予定)

令和7年2月25日(火) 公募開始

28日(金) 質問受付締切り

3月 4日(火) 質問に対する回答

10日(月) 提出書類一式受付締切り

12日(水) 受託候補者の決定

※ スケジュールはやむを得ない事情により、変更することがある。

4 応募手続等

(1) 提出書類

応募者は次の書類を提出すること。

ア (様式1)参加申込書

イ (様式2)誓約書

- ウ (様式3)団体の概要
- エ (様式4)実績報告書
- オ (様式5)企画書
- カ 見積書
- キ (第1号様式)暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことの誓約書
- ク 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本(法人の場合のみ)
- ケ 印鑑証明書

※ 2(1)に該当しない場合は、キ～ケの提出必要

- (2) 提出部数 正本1セット 写し3セット 合計4セット

※ 提出書類は、原則A4サイズで作成し、各1部ずつを1セットとしてまとめ、4セット分を提出すること。

- (3) 提出期限 令和7年3月10日(月)午後5時

※ 提出期限以降は受付できないので、注意すること。

- (4) 提出場所 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎3階

京都市建設局自転車政策推進室 田端、小山

- (5) 提出方法 郵送又は直接持参のどちらかの方法で提出すること。

- (6) その他

- ・ 企画書等の提出にあたっては、別添1「仕様書」に十分留意すること。
- ・ 上記提出のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

5 質問と回答

- (1) 受付期間 令和7年2月25日(火)～28日(金)午後5時

- (2) 質問方法 別添2「応募様式」内の「(様式6)質問票」により、電子メールにて送信すること。また、電子メールの件名は、「外国人観光客等に対する自転車ルール・マナー啓発コンテンツ作成及び広告配信業務委託に関する質問」とすること。

※ 電話、FAXによる質問は受け付けない。

- (3) 提出先 E-mail: jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp

(建設局自転車政策推進室 安全利用担当 宛)

- (4) 回答 令和7年3月4日(火)に、京都市情報館(本プロポーザル募集ページ)において公開する。

6 選定方法

- (1) 審査体制

計画調整課長1名、安全利用促進係長1名、その他職員1名、計3人により審査を行う。また、審査にあたっては公平を期すため、事業者名を伏せて審査を行う。

- (2) 審査方法

提出書類を基に審査を行い、最も高い評価を得たものを受託候補者として選定する。

- (3) 審査基準

別添3「受託候補者審査基準」のとおり

- (4) 審査結果

選定結果は、令和7年3月12日(水)までに郵送又は電子メールにより全応募者に通知する。

- (5) 企画書等の無効

次に掲げる場合に該当するときは、その者が提出した提案書を無効とし、選定の対象外とする。

ア 「2 応募資格」に掲げる資格のない者が企画書等を提出した場合。

イ 企画書等に虚偽の内容が記載されていた場合。

ウ 企画書等に記載された当業務に関わる者が、契約締結後に当該当業務に従事できない場合。

ただし、やむを得ない事情があるものとして、本市より認められた場合はこの限りではない。

エ 見積書に記載された金額が、予定価格を超えた場合。

オ 他の応募者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

7 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 受託候補者決定後、候補者と協議のうえ、業務委託内容及び委託金額について最終決定し、委託契約を締結するものとする。
- (2) 業務委託条件は、本要項に基づく企画書の提案内容をもとにするが、契約段階において、修正を求める場合がある。ただし、提案内容は実現を確約したものとみなす。
- (3) 受託候補者との協議が不調に終わった場合は、受託候補者の選定において、順位の高かった者の順に協議を行う。
- (4) 受託者は本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りではない。
- (5) 受託者は事業が完了次第速やかに実施事業報告書(様式任意)を提出するものとする。本市は報告書受理後、受託者の請求により、委託料を支払うものとする。
- (6) 本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。
- (7) コンソーシアムを結成して契約する場合、本業務委託の運営に関する協定書を構成事業者間で締結し、本市の了承を得ること。また、その1部を本市に提出すること。
- (8) 受託者は、当該委託業務を処理するための個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護制度の趣旨に基づき、適正に取り扱わなければならない。また、業務委託期間の満了後及び契約が解除された場合においては、本業務を受託したことによって知り得た情報(帳票及び磁気媒体)を速やかに破棄すること。ただし、翌年も継続して受託する場合は、この限りではない。

8 留意事項

- (1) 提出書類作成に要する一切の費用は、参加者負担とする。
- (2) 提出された企画書等は、返却しない。また、差替え及び再提出には応じない。
- (3) 審査の経過等に関する問合せには一切応じられない。
- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。